

○羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会事務局 設置規則

昭和 47 年 11 月 1 日教委規則第 6 号

最終改正 平成 3 年 10 月 19 日教委規則第 6 号

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会事務局は、東京都羽村市神明台 4 丁目 2 番 19 号にこれを設置する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 3 年 10 月 19 日教委規則第 6 号）

この規則は平成 3 年 11 月 1 日から施行する。